

中之条町道沿線危険支障木伐採補助金（概要）

●目的

近年、民有地に生えている樹木の張り出しや立ち枯れ、倒木などにより町道へ悪影響を及ぼすケースが散見される。町建設課にも同様の相談が多く、令和2年度より直営支障木伐採事業として、各区からの要望に応える形で、順次対応し始めているところである。

本来であれば、土地の所有者が管理すべきである（民法第717条、道路法第43条）が個人での山林管理が困難になってきているため、危険支障木の伐採に係る費用の一部を補助することで危険支障木除去を推進し、町道の安全な通行を確保するものである。

○対象となる危険支障木

- ・個人が所有又は複数の個人で共有する土地に定着していること。
 - ・危険支障木（枯死木・枯損木・傾斜木）であり、道路（道路法第3条第4号に掲げる道路）の交通に支障が生じる恐れがあること
 - ・現況町道端よりおおむね10メートルの範囲内に定着していること。
 - ・胸高直径20センチメートル以上かつ樹高がおおむね10メートル以上であること。
 - ・現況が山林とみなすことができる土地に存在していること。（庭木は対象外）
- ※伐採とは危険支障木の幹部を根元から切断することをいう。

○補助対象者

- ・危険支障木の定着している土地の所有者又はその所有者から同意を得た者（同意書必要）
- ・町税等の滞納がないこと。
- ・この要綱に定めるもののほか、他の制度による補助金を受けていないこと。

※補助金の交付は、1所有者につき1年度内で1回限りとし、補助金の交付を受けた年度末から、2年を経過した後でなければ、新たに補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

○補助対象経費及び補助金額等

- ・危険支障木の伐採に係る経費が対象となります。（搬出費及び処分費は対象外とする。）
町内業者の場合 補助経費の2分の1の額（最大10万円を限度とし、千円未満の端数切り捨て）
町外業者の場合 補助経費の4分の1の額（最大5万円を限度とし、千円未満の端数切り捨て）
補助対象者自身の場合 伐採に要した消耗品等（燃料・油脂類、その他消耗品）の額の2分の1の額（最大2万円を限度とし、千円未満の端数切り捨て）
- ・ただし、危険支障木を売却処分する場合は、補助対象経費からその売却した額を差し引いた額

◆補助申請書添付書類

- (1) 事業実施場所の位置図
- (2) 伐採前の危険支障木の現況写真（全景、胸高直径、およその樹高が分かるものを含む。）
- (3) 補助事業に要する費用の内訳を示す見積書の写し
- (4) 危険支障木の所有者との維持管理契約等の書類、又は所有者であることを証する書類
- (5) 危険支障木が定着している土地所有者の同意書の写し（本人の場合は不要）
- (6) 町税等の滞納がないことを証する書類（住民登録が町外の者）
- (7) その他町長が必要と認める書類

◆完了報告書兼請求書添付書類

- (1) 補助事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し
- (2) 補助事業に要した費用の支出を証する領収書等の写し
- (3) 事業実施場所の位置図
- (4) 事業の作業前、作業中、作業後の写真（3枚以上）
- (5) その他町長が必要と認める書類